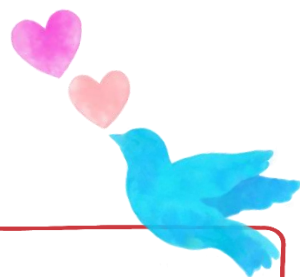


令和7年度 小樽市ふるさとまちづくり協働事業

募 集 要 項

～市民のみなさんの「まちづくり活動」を応援します～



〈募集期間〉

令和7年3月3日(月)

～3月21日(金)



「ふるさとまちづくり協働事業」とは・・・

市民のみなさんとの協働による

個性豊かなふるさとづくりを進めるため、

主体的に行われる、**公益性の高い**まちづくり事業を
実施する団体に対し、助成金を交付する制度です。

※助成金の額は、選考会の意見を聴いて、市長が決定した額
(上限30万円)となります。

この助成事業は、全国の小樽ファンから「ふるさと納税」として
寄付いただいた「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基
金」の一部を活用しています。

応募要件について



下記のすべてに該当する団体・事業が対象となります。

対象となる団体の要件

- * 市内に活動拠点があり、市内に在住する（又は在学する）16歳以上の者が5人以上、構成員となっている団体
- * 助成対象事業を確実に遂行できると認められる団体
- * 活動に賛同する市民が加入することができる団体

対象となる事業の要件

- * 自ら実施する、まちづくりに関する事業
- * 公益性の高い事業
- * 市内で行われる事業
- * 市が実施する事業と重複しない事業
- * 他の財政的な支援を市や公的団体から受けていない事業
- * 営利を主な目的とした事業ではない
- * 宗教的活動または政治的活動を目的とした事業ではない
- * 恒例行事としている事業ではない
- * 助成金の交付決定前に実施する事業ではない

「自分たちのやりたいことは当てはまるのかどうか…」など、わからない項目がありましたら、お気軽にお問い合わせください！

本パンフレットに挟み込んだ「過去の事業一覧」も参考にしてください（ホームページ（[✓](#)）で詳しい事業内容も確認できます）



助成対象となる経費について



助成対象事業に要する経費（ただし、下記のものは対象外）

- * 団体メンバーに対する人件費、謝礼等
- * 団体の経常的な活動に要する運営維持費
- * 飲食に係る経費
- * 景品や商品に係る経費
- * 助成対象事業に直接関係のない備品購入費
- * 家屋や土地の取得等に関する経費
- * 助成金交付決定前に発生した経費
- * 上記のほか、助成金を交付することが適当でないと認められる経費



応募方法

＊小樽市ふるさとまちづくり協働事業 実施概要書(※)

＊団体の規約

＊団体名簿（住所・年齢を記載したもの）

を、令和7年3月21日（金）までに提出してください。（郵送の場合は当日消印有効）

※「実施概要書」は、本パンフレットに挟み込んでいるほか、ホームページ（☞）からもダウンロードできます。

ここに記載された内容をもとに選考会で審査します

審査方法

応募された団体には、選考会に出席していただき、事業の内容等を説明していただきます。説明内容と提出書類の内容を総合的に評価し、有識者等で構成される「小樽市ふるさとまちづくり協働事業選考会」で審査を行います。

主な審査のポイント

公益性

事業の成果が、不特定かつ多数の市民の利益につながるか
事業の内容は、小樽の地域資源や特性を生かしたり、小樽のまちにとって有益なものとなっているか

効果

より多くの市民が事業に参加したり、事業の内容を知ることができるかどうか

先駆性

小樽のまちの活性化につながる、新しい取り組みかどうか

発展性

事業がどう発展していくか、将来的に継続するかなど、小樽のまちづくりにおいて、今後どう広がっていく可能性があるか

審査結果に基づき、小樽市がどの事業を採択するかを決定します。

お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

小樽市生活環境部 生活安全課

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号
（市役所別館4階）

☎ 0134-32-4111（内線226）

✉ simin-sodan@city.otaru.lg.jp

小樽市HP

ふるさとまちづくり
協働事業のページ



事業の流れ（令和7年度・予定）

募集期間
3月3日～3月21日

必要書類（「応募方法」を参照）を
〆切までに生活安全課へ提出

選考会
4月21日（予定）

応募された団体には「選考会」に出席し、
事業の内容等を説明していただきます
（選考会は公開で行います）

選考結果の通知
5月中旬

「選考会」での選考結果を踏まえ、
どの事業を採択するかを決定し、
その結果を応募された団体へ通知

助成金の交付申請

「助成対象事業」として採択された団体は、
通知後30日以内に「助成金交付申請書」
に関係書類を添えて、生活安全課へ提出

助成金交付決定の通知

「助成金交付申請書」の内容を審査後、
助成金の交付を決定し、団体へ通知

事業実施

助成金の交付決定を受けてから事業を行います
なお、事業完了前に助成金の一部を概算払する
ことができます

実績報告書の提出
（精算）

事業完了後速やかに、「実績報告書」に
関係書類を添えて、生活安全課へ提出

助成金額確定の通知
→助成金の支払

「実績報告書」の内容を確認後、助成金額
の確定を通知
確定通知を受けた団体は、
「助成金交付請求書」を生活安全課へ提出
→提出後、助成金をお支払い

事業報告会
（令和8年2月ごろ）

「事業報告会」を公開で開催
助成対象となった団体に参加し、
実施した事業について報告していただきます